

1 事業名

所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

2 事業の概要

本市の一般職員における初任給調整手当の見直し及び管理職員特別勤務手当の新設に伴い、本市の企業職員についても、これに準じた措置とするため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

(1) 初任給調整手当の見直し

現行	改正後
初任給調整手当 …医師等に対し、採用から一定期間支給する。	①第1種初任給調整手当 …医師等に対し、採用から一定期間支給する。 ②第2種初任給調整手当 …最低賃金を下回る場合に支給する。

(2) 管理職員特別勤務手当の新設

管理職手当の支給を受ける職員が、週休日若しくは休日又は平日深夜に、災害等によって突発的な勤務を行った場合、日額18,000円を上限に支給する。

3 他自治体の類似する政策等

企業職員に対する手当については、他の自治体においても、一般職員に対する手当に準じた措置を講じている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公営企業法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

308 千円

7 その他

添付資料

・新旧対照表

新

旧

議案第34号 所沢市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(給与の種類)

第2条 略

- 2 職員（会計年度任用職員を除く。）の手当の種類は、初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。以下同じ。）、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。
- 3 会計年度任用職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の種類)

第2条 略

- 2 職員（会計年度任用職員を除く。）の手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当とする。
- 3 会計年度任用職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当とする。